栃木県保健医療計画 (7期計画)



平成30 (2018) 年3月

栃木県



県民の皆様へ



本県では、昭和63 (1988) 年に「栃木県保健医療計画」を策定し、以来、見直しを重ねながら、医療提供体制の整備、県民の健康づくりの推進などの各種施策を展開して参りました。

この間、人口減少、少子高齢化の急速な進行と超高齢社会の到来、また、生活習慣病の増加、医療技術の進歩、県民の医療に対する意識の変化など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化しております。加えて、医療・介護ニーズの増大及び多様化が見込まれ、それらに適切に対応するための医療・介護提供体制の構築が課題となっております。

このような中、国においては、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、 地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進す ることとしており、これに伴い、医療計画制度の見直しが行われました。

本県においても、このような状況の変化に適切に対応し、保健医療行政を円滑に進めていくため、二次保健医療圏ごとに、医療・介護関係者や市町との協議の場を設置し、介護保険事業(支援)計画との整合性を図るなどの見直しを進め、この程、7期目となる新たな計画を策定いたしました。

本県の保健医療に関する基本的な指針となるこの計画では、「質の高い医療を効率的に 提供する体制を確保するとともに、保健・介護・福祉サービスと一体的に提供することに よる、誰もが住み慣れた地域において健康で、安心して暮らすことができる環境づくり」 を基本理念として、県民が生涯を通じて、安全で質の高い医療を効率的に受けられる体制 の整備・充実や、医師をはじめとする保健・医療・介護・福祉に関わる人材の育成確保、 さらにはその連携体制の充実・強化などに取り組むこととしております。

今後、市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら計画を着実に推進し、県民の皆様が住み慣れた地域において健康で、安心して暮らすことができる社会の実現を目指して参りたいと考えておりますので、県民の皆様には格別の御理解と御協力をお願いいたします。結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を賜りました「栃木県医療介護総合確保推進協議会」、「栃木県保健医療計画策定部会」並びに「栃木県医療審議会」の委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成30 (2018) 年3月

栃木県知事 福田 富一

目次

第1	章	保健医療計画の基本的な事項	1
-	1 [計画策定の趣旨	2
2	2 [計画の基本理念	3
3	3 [計画の位置づけ	3
4	4 [計画の期間	3
第2	2章	栃木県の保健・医療の現状	5
-	1 ‡	也域の特性	6
	(1)) 地勢	6
	(2)) 交通	6
2	2 ,	人口の特性	7
	(1)	• • •	
	(2)		
	(3)	. —	
	(4)		
	(5)		
	(6)		
3	_	受療の状況	
	(1)	 	
	(2)		
	(3)	100000000000000000000000000000000000000	
	(4)		
2		医療資源の状況	
	(1)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(2)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(3)		
	(4)	1, 2	
	(5)		
	(6)		
		医療費等の状況	
第3		保健医療圏と基準病床数	
		呆健医療圏設定の基本的考え方	
2		呆健医療圏の設定	
	(1)		
		- 二次保健医療圏 (医療法第 30 条の 4 第 2 項第 12 号)	
	(3)		
3		基準病床数	
	(1)	— · · · · · · ·	
	(2)) 届出により一般病床を設置できる診療所	36

第4章	良質で効率的な医療の確保	. 37
1	住民・患者の立場に立った医療サービスの提供	. 38
	1) 医療サービスの向上	. 38
	2) 医療の情報提供内容と広告の規制の強化	. 39
	3) 医療機能及び薬局機能情報の提供	. 39
2	医療機関の機能分担と連携	. 41
	1) かかりつけ医	. 41
	2) かかりつけ歯科医	. 42
	3) かかりつけ薬剤師・薬局	. 43
	4) 地域医療支援病院	. 46
	5) 公的医療機関等	. 47
3	医療安全対策の推進	. 48
4	医薬品等の安全対策及び血液等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 50
	1) 医薬品等の安全対策	. 50
	2) 後発医薬品の使用促進	. 52
	3) 血液等の確保	. 53
5	保健医療に関する情報化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 55
第5章	5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療連携体制	. 59
1	医療連携体制の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 60
	1) 医療連携体制構築の趣旨	. 60
	2) 5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療連携体制に係る具体的な医療機関名と数値目標等	. 60
2	5 疾病の医療連携体制	. 62
	1) がん	. 62
	2) 脳卒中	. 72
	3) 心筋梗塞等の心血管疾患	. 84
	4) 糖尿病	. 96
	5) 精神疾患	106
3	5 事業の医療連携体制	120
	1) 救急医療	120
	2) 災害医療	134
	3) へき地医療	
	4) 周産期医療	
	5) 小児救急を含む小児医療	
4	在宅医療の医療連携体制	
第6章		
第7章		
1	感染症	
	1) 感染症(全般)	
	2) 新型インフルエンザ等	
	3) 結核	
	4) エイズ・性感染症	
	5) ウイルス性肝炎	209

2	移植医療
	(1) 臓器移植
	(2) 骨髄バンク事業213
3	難病
4	アレルギー疾患217
5	歯科保健医療218
第8章	は、保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進
1	健康づくりの推進222
2	高齢者保健福祉対策227
3	今後高齢化に伴い増加する疾患等対策231
4	障害者保健福祉対策233
5	母子保健対策236
6	学校における保健対策240
7	職域における保健対策242
8	自殺対策の推進244
9	薬物乱用の防止248
10	食品の安全と信頼の確保250
11	健康危機管理体制の整備252
第9章	章 保健・医療・介護・福祉を支える人材の育成確保255
1	医師
2	歯科医師
3	薬剤師
4	看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)262
5	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士264
6	管理栄養士・栄養士
7	獣医師
8	介護サービス従事者
9	多様な保健医療福祉サービス従事者270
第 10	
	章 計画の周知、推進体制及び進行管理・評価
1	計画の周知と情報公開278
	(1) 周知
	(2) 情報公開
	計画の推進体制と役割279
	(1) 計画の推進体制
	(2) 関係者の役割分担
3 次小4	進行管理、計画の評価、見直し281
貝科	扁 <mark> </mark>